

パブリックコメント意見募集

閲覧用（資料の配布はしていません）

河内長野市第5期障がい福祉計画・ 河内長野市第1期障がい児福祉計画

（案）

平成30(2018)年3月

河内長野市

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 保健福祉部 障がい福祉課

0721-53-1111

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の位置づけと期間 3
3. 計画の基本的な考え方 5
4. 計画の策定方法 6

第2章 障がいのある人を取り巻く状況 7

1. 河内長野市における現況 7
2. 障がい福祉サービス等の実施状況と課題 11
3. 市民の意識 16

第3章 成果目標の設定 29

1. 第5期障がい福祉計画の成果目標 29
2. 第1期障がい児福祉計画の成果目標 32

第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み . . 34

1. 障がい福祉サービス等の見込量 34
2. 障がい児福祉サービスの見込量 46
3. 地域生活支援事業の見込量 50

第5章 計画の推進に向けて 56

1. 計画の進行管理 56
2. 計画推進体制の充実 56

参 考 資 料 57

1. 策定体制と経過 57
2. 用語の解説 63

※「便宜上元号を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替える

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成20(2008)年3月に「河内長野市第2次障がい者長期計画」を策定し、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として生活ができるとともに、障がいのある人が生きがいを持って社会参加できる地域社会をめざし、障がい者福祉施策の推進を図ってきたところです。

また、平成19(2007)年3月に「河内長野市障がい福祉計画」を策定して以降、4期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

一方、国においては障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」とします。）の批准に向けた取り組みとして、障害者基本法をはじめとして障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とします。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」とします。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」とします。）等の国内法の整備が進められてきたところで、障害者権利条約における基本的な考え方は次のとおりとなります。

- ①障がいは心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものである。

②障がいに基づく差別の禁止や合理的配慮の提供の確保のための措置を講ずることが必要である。

また、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重されることが必要であり、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現をめざして、障がい者施策は講じる必要があります。

第1章 計画の策定にあたって

このたび「河内長野市第4期障がい福祉計画」の計画期間が平成29(2017)年度をもって終了することから、新たに平成30(2018)年度を初年度とした「河内長野市第5期障がい福祉計画」を策定するものです。また、児童福祉法の改正により、市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けて、「河内長野市第5期障がい福祉計画」と一体的に「河内長野市第1期障がい児福祉計画」を策定するものです。

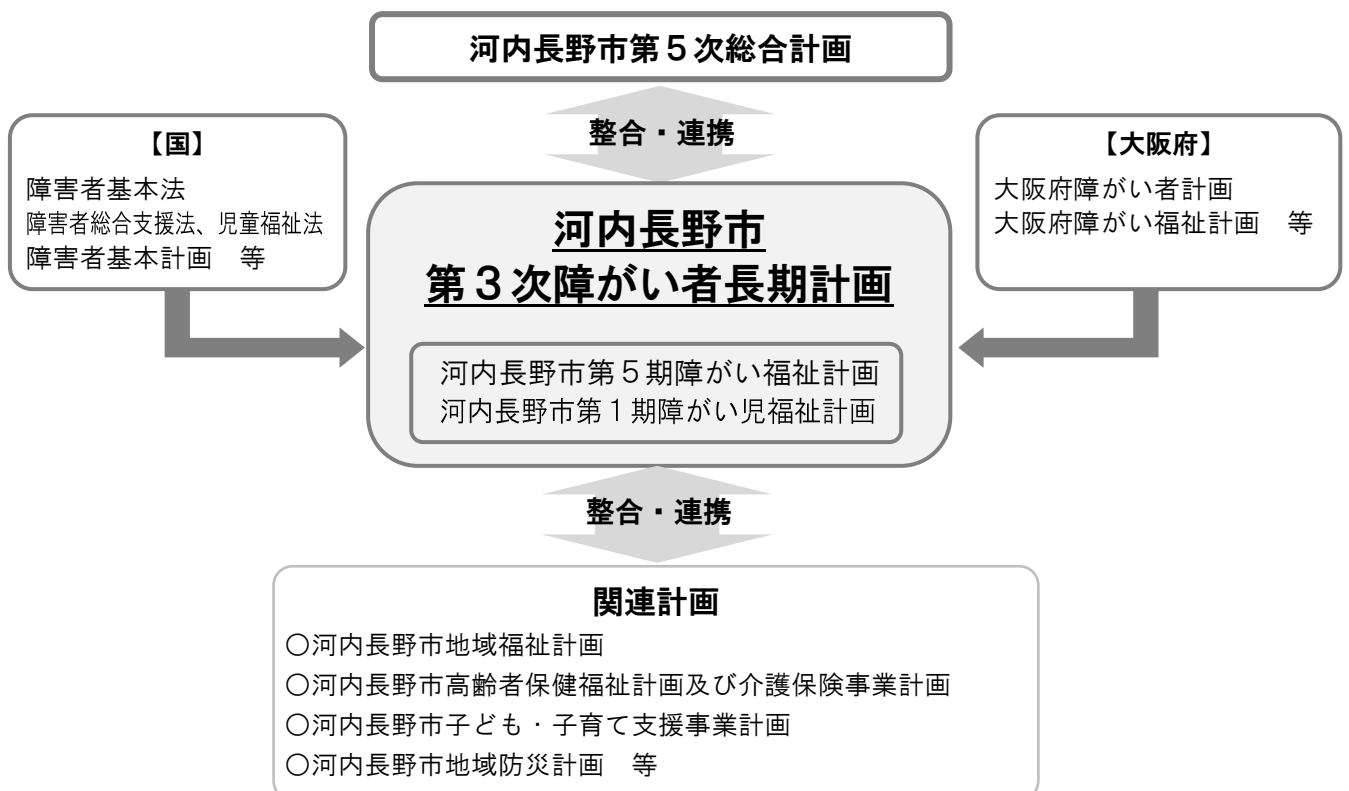
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「河内長野市第5期障がい福祉計画・河内長野市第1期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、平成32(2020)年度までの障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、両計画を一体的に策定するものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」など福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間となります。

「障がい者長期計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の計画期間

年度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)
障がい者 長期計画	第2次						第3次障がい者長期計画									
障がい 福祉計画	第3期		第4期				第5期障がい 福祉計画		第6期			第7期			…	
障がい児 福祉計画							第1期障がい児 福祉計画		第2期			第3期			…	

※「障がい者長期計画」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策の基本的な計画であり、別途策定するものです。

(3) 障がいのとらえ方

従来は心身の機能の障がいのみに起因するという考え方で、障がいをとらえてきたところですが、「障害者権利条約」の考え方から、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものであるとされているところです。

この考え方から、本計画においては、障がい者手帳の有無に関わらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などその他の心身の機能の障がい及び社会的な障壁があるために、日常生活または社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人を障がい者とします。

3. 計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第3次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置づけであり、障害者基本法の理念を踏まえつつ、「河内長野市第3次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本におき、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関などとの協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念

**自立と共生の社会を実現、
障がい者が地域で安心して暮らせる社会に**

基本方針

①共に生きる社会

障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、お互いに支えあい、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。

②障がいのある人の権利擁護

すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らせる地域社会をめざすこと。

③自立と社会参加

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野において、積極的に参加・交流するなど、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

4. 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、障がい者施策に関する意見や障がいのある人の生活実態等を把握することを目的に、障がいのある人へのアンケート調査や障がい者団体へのヒアリング調査等を実施しました。

また、市議会議員、学識経験者、当事者代表、保健・医療・福祉関係者等によって構成される「河内長野市障がい者施策推進協議会」において審議を行うとともに、関係機関、事業者、当事者団体等で構成される「河内長野市障がい者地域自立支援協議会」の意見も伺いました。

さらに、策定にあたって広く意見を求めるため計画案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

なお、国や大阪府が示す考え方や方向性等と整合性を確保するため、大阪府と密接な連携を図りながら策定しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

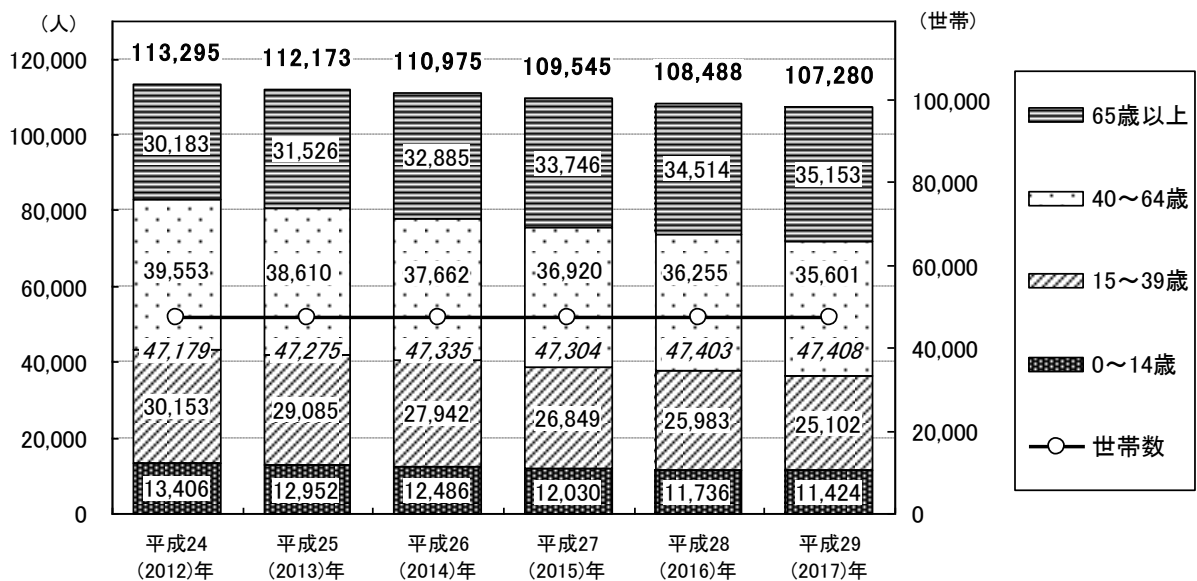
1. 河内長野市における現況

(1) 人口の推移

河内長野市の人口は107,280人、世帯数は47,408世帯です（平成29(2017)年12月末現在、住民基本台帳）。人口については減少傾向にあります。また、世帯数については世帯規模の縮小に伴い増加しています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口割合が10.6%となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が32.8%と市民の3人に1人が高齢者となっています。

人口総数及び年齢階層別人口と世帯数の推移



※住民基本台帳人口（各年12月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

《身体障がいのある人》

身体障がい者手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在4,308人となっており、平成26(2014)年以降減少傾向にあります。

障がい種別ごとにみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.5%となっています。

身体障がい者手帳所持者数(人)

	総 数	肢 体 不 自 由	視覚障がい	聴 覚・ 平衡機能 障がい	音 声・ 言 語・ そしゃく 機能障がい	内部障がい
平成25(2013)年	4,423	2,579	268	363	53	1,160
平成26(2014)年	4,477	2,593	265	366	54	1,199
平成27(2015)年	4,387	2,516	251	360	49	1,211
平成28(2016)年	4,320	2,476	254	346	48	1,196
平成29(2017)年	4,308	2,445	256	341	49	1,217
0～17歳	66	44	2	9	0	11
18歳以上	4,242	2,401	254	332	49	1,206

注) 各年3月末現在

《知的障がいのある人》

療育手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在で820人と増加傾向にあります。障がい程度別では、重度であるAが全体の47.9%を占めており、年齢別では、18歳未満の人が27.9%、18歳以上の人72.1%の割合となっています。

療育手帳所持者数(人)

	総 数	A(重度)	B 1(中度)	B 2(軽度)
平成25(2013)年	705	370	164	171
平成26(2014)年	731	377	162	192
平成27(2015)年	766	384	164	218
平成28(2016)年	796	390	162	244
平成29(2017)年	820	393	173	254
0～17歳	229	81	36	112
18歳以上	591	312	137	142

注) 各年3月末現在

《精神障がいのある人》

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在で867人と増加傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、1,291人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数(人)

	総 数	1 級	2 級	3 級	自立支援医療 (精神通院) 受給者数
平成25(2013)年	730	140	482	108	1,180
平成26(2014)年	743	92	534	117	1,023
平成27(2015)年	752	84	538	130	1,203
平成28(2016)年	838	90	579	169	1,206
平成29(2017)年	867	83	597	187	1,291
0～17歳	30	1	17	12	
18歳以上	837	82	580	175	

注) 各年3月末現在

《障がい支援（程度）区分認定者の状況》

障がいの多様な特性、その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障がい支援（程度）区分」認定の状況は、下表のとおりです。認定者数は、平成29(2017)年3月末現在で602人と横ばい状況にあります。

障がい支援(程度)区分認定の状況（人）

	総 数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成25(2013)年	557	38	151	108	92	100	68
平成26(2014)年	578	41	165	109	92	101	70
平成27(2015)年	598	37	162	113	99	107	80
平成28(2016)年	617	23	135	138	113	110	98
平成29(2017)年	602	10	118	158	109	100	107
身体障がい者	160	4	17	41	27	25	46
知的障がい者	326	2	40	75	74	75	60
精神障がい者	116	4	61	42	8	0	1

注）各年3月末現在

2. 障がい福祉サービス等の実施状況と課題

(1) 成果目標の達成状況と課題

第4期障がい福祉計画における成果目標に対する達成状況については、以下のとおりです。

地域生活支援拠点等の整備、就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額について、達成もしくは達成見込みとなっていますが、施設入所者の地域生活への移行などの項目については目標の達成は厳しい状況となっています。

《成果目標の達成状況》

項目		目標	実績
福祉施設から地域生活への移行	地域生活への移行数	平成29(2017)年度末 17人	平成28(2016)年度末 3人
	施設入所者の削減数	平成29(2017)年度末 9人	平成28(2016)年度末 2人
地域生活支援拠点等の整備		整備に向け検討	平成29(2017)年4月に 面的整備型として整備
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行 (年間一般就労移行者数)	平成29(2017)年度 19人	平成28(2016)年度 5人
	就労移行支援事業の利用者数	平成29(2017)年度末 64人	平成28(2016)年度末 31人
	就労移行支援事業所ごとの就労 移行率の増加	5割以上の事業所が 3割以上の就労移行	平成28(2016)年度末 0割
	就労継続支援(B型)事業所にお ける平均工賃額(月額)	平成29(2017)年度 14,677円	平成28(2016)年度 16,529円

①福祉施設から地域生活への移行

入所施設等において重度化が進み、移行困難者が増加しているとともに、地域生活への移行に係る意識や支援体制などから、地域生活への移行者数が少ない状況にあります。引き続き、入所者の状況やニーズ把握に努め、十分な情報共有を行うとともに、関係機関における連携強化が必要な状況にあります。

②地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での生活を支援するため、富田林市、大阪狭山市と共同で面的整備型の地域生活支援拠点等を整備したものです。障がい者の地域生活を支えるという機能を充実させていくことが必要であり、今後において必要な機能を検討していく必要があります。

③福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業の利用者数も当初計画より少ない状況にあり、一般就労への移行が進んでいない状況にあります。ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの関係機関との連携強化を図るとともに、就労後の適切な支援が必要な状況にあります。

(2) 障がい福祉サービスの利用状況

第4期障がい福祉計画期間中の障がい福祉サービス（自立支援給付、地域生活支援事業、障がい児支援サービス）の利用実績については、以下のとおりです。

居宅における様々な支援である訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）において、知的障がいや精神障がいの利用が増加しており、当初計画を上回る利用実績となっています。また、短期入所についても当初計画を上回る実績となっています。

病院や施設で提供される介助や就労に係る訓練などの日中活動系のサービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、生活介護や就労継続支援の利用実績が伸びる一方で、自立訓練や就労移行支援の利用実績が減少しています。このうち、自立訓練については訓練期間の終了や事業所の減少等に伴うものです。

共同生活住居や施設における支援である居住系のサービス（共同生活援助、施設入所支援）については、共同生活援助の利用者が増加しています。

また、障がい福祉サービスの利用時に必要な相談支援についても、制度の周知・相談支援専門員の充実等により、利用者が増加しています。

《自立支援給付によるサービスの利用実績（月平均）》

サービス名	種別	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	身体(時間)	4,651	4,227	4,955	4,785
	知的(時間)	940	1,149	1,025	1,255
	精神(時間)	852	1,101	924	1,076
	障がい児(時間)	704	844	764	666
	合計(時間)	7,147	7,321	7,668	7,782
短期入所	身体(人日分)	8	41	8	13
	知的(人日分)	218	289	228	279
	精神(人日分)	2	5	2	0
	障がい児(人日分)	41	52	41	42
	合計(人日分)	269	387	279	334

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

サービス名	種別	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績
生活介護	身体(人日分)	836	711	893	795
	知的(人日分)	3,340	2,516	3,440	3,409
	精神(人日分)	8	5	8	0
	合計(人日分)	4,184	3,232	4,341	4,204
自立訓練 ・機能訓練：身体 ・生活訓練：知的・精神	身体(人日分)	86	69	86	1
	知的(人日分)	532	455	570	103
	精神(人日分)	200	6	220	28
	合計(人日分)	818	530	876	132
就労移行支援	身体(人日分)	180	171	220	90
	知的(人日分)	684	394	722	365
	精神(人日分)	120	95	140	147
	合計(人日分)	984	660	1,082	602
就労継続支援(A型)	身体(人日分)	65	148	65	226
	知的(人日分)	94	174	94	210
	精神(人日分)	200	281	237	432
	合計(人日分)	359	603	396	868
就労継続支援(B型)	身体(人日分)	197	201	295	365
	知的(人日分)	1,567	1,773	1,642	2,268
	精神(人日分)	748	569	765	725
	合計(人日分)	2,512	2,543	2,702	3,358
療養介護	(人)	11	11	12	11
共同生活援助 (グループホーム)	身体(人)	2	2	2	2
	知的(人)	79	67	86	83
	精神(人)	2	2	2	3
	合計(人)	83	71	90	88
施設入所支援	身体(人)	25	27	24	27
	知的(人)	72	71	65	70
	精神(人)	0	0	0	0
	合計(人)	97	98	89	97
計画相談支援	(人)	68	53	75	57
地域移行支援	(人)	2	0	2	1
地域定着支援	(人)	2	1	2	1

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

地域生活支援事業のうち、移動支援については、利用時間数が増加しています。

《地域生活支援事業の利用実績（年間）》

事業名等		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績
相談支援事業	障がい者相談支援事業	4か所	3か所	4か所	4か所
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	2人	0人	4人	3人
意思疎通支援 事業	手話通訳者の派遣※	31人	229件	32人	229件
	要約筆記者の派遣※	2人	10件	3人	9件
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業	20人	14人	20人	7人
日常生活用具 給付等事業	介護訓練支援用具	7件	1件	8件	2件
	自立生活支援用具	27件	23件	28件	23件
	在宅療養等支援用具	26件	31件	27件	23件
	情報・意思疎通支援用具	25件	27件	26件	18件
	排泄管理支援用具	2,420件	2,662件	2,540件	2,609件
	居宅生活動作補助用具	4件	0件	5件	2件
移動支援事業	利用者数	179人	176人	183人	194人
	利用時間数(延べ時間)	41,769時間	41,220時間	42,665時間	46,561時間
地域活動支援 センター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数(1日当たり)	20人	15人	21人	14人

※当初計画については実人数を、実績には件数で表しています。

障がい児支援サービスのうち、放課後等デイサービスについては、制度の周知・事業所の増加等により当初計画を大きく上回る実績となり、増加傾向にあります。

《障がい児支援サービスの利用実績（月平均）》

サービス名	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績
児童発達支援	501人日分	425人日分	578人日分	480人日分
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等デイサービス	1,350人日分	1,494人日分	1,485人日分	2,252人日分
保育所等訪問支援	4人日分	6人日分	4人日分	6人日分
障がい児相談支援	17人	9人	22人	15人

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

3. 市民の意識

(1) 計画策定に向けたアンケート調査の結果

①調査方法と回収状況

計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内在住の障がいのある人や介助・支援者を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者 1,000名（18歳以上 767名、18歳未満 233名）※無作為抽出
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	平成28(2016)年12月20日～平成29(2017)年1月20日（2月下旬まで回収）
回収状況	有効回答数 482件（18歳以上 388件、18歳未満 94件） 有効回答率 48.2%（18歳以上 50.6%、18歳未満 40.3%）

◆アンケート調査結果の見方◆

※アンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

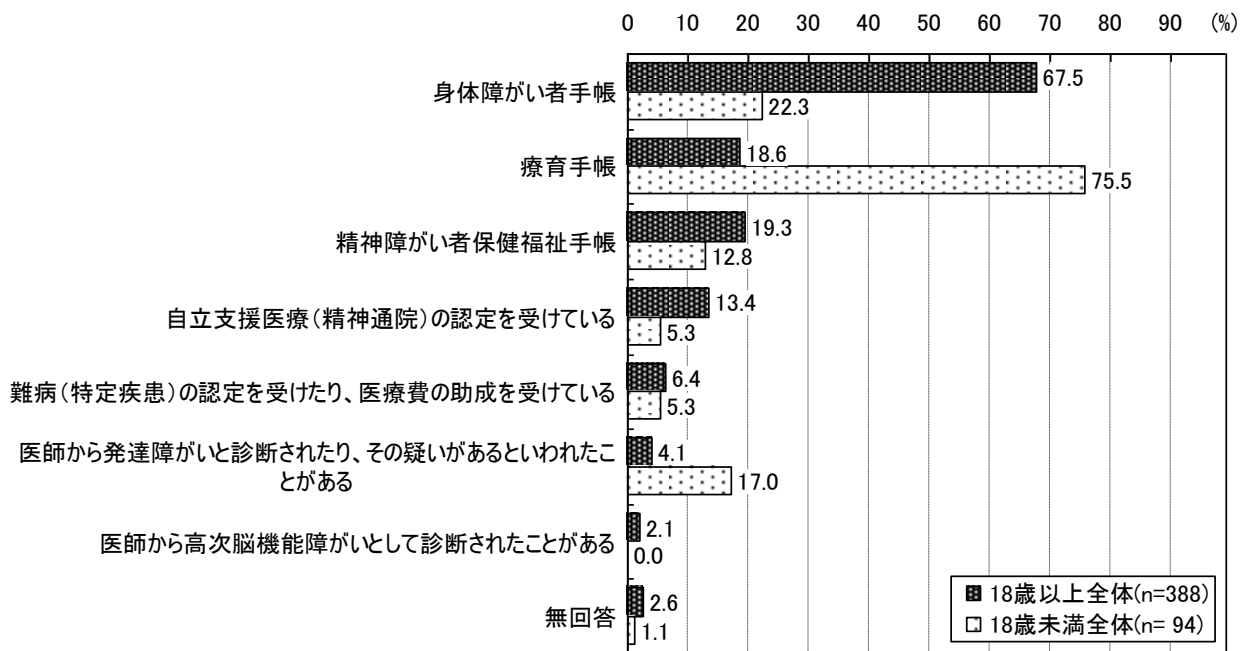
※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

②主な集計結果

《回答者の属性と介助・支援の状況》

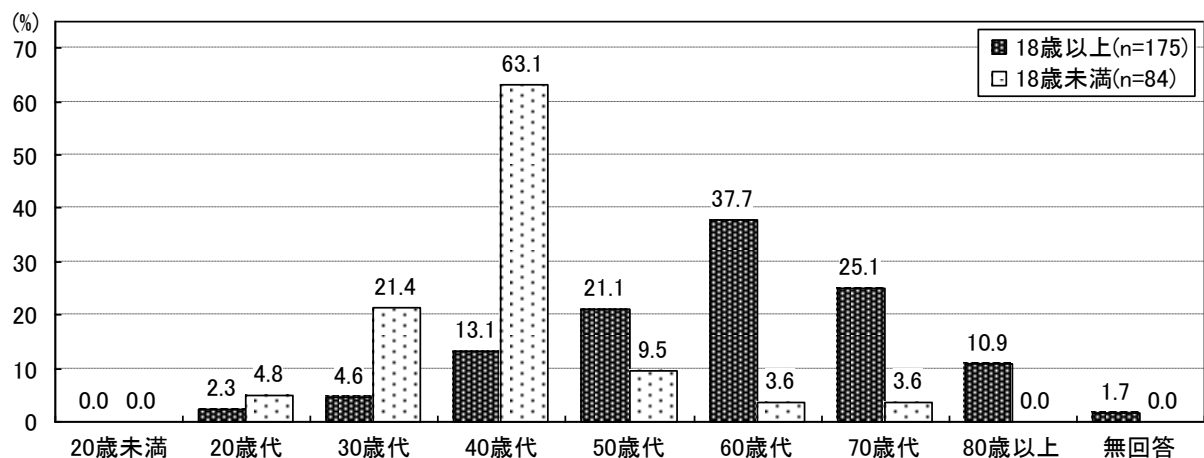
◆あなたの障がい者手帳は、次のどれですか。また、特定疾患の医療費助成、発達障がいの診断などについてあてはまる人は番号すべてに○をつけてください。

・18歳以上では身体障がい者手帳が67.5%、18歳未満では療育手帳が75.5%と多くを占めています。また、18歳未満では発達障がいと診断されたり疑いがあるといわれた人が17.0%を占めています。



◆[付問]特に中心となって介助・支援してくれる人の年齢について教えてください。

・18歳以上の73.7%が60歳以上と答えています。



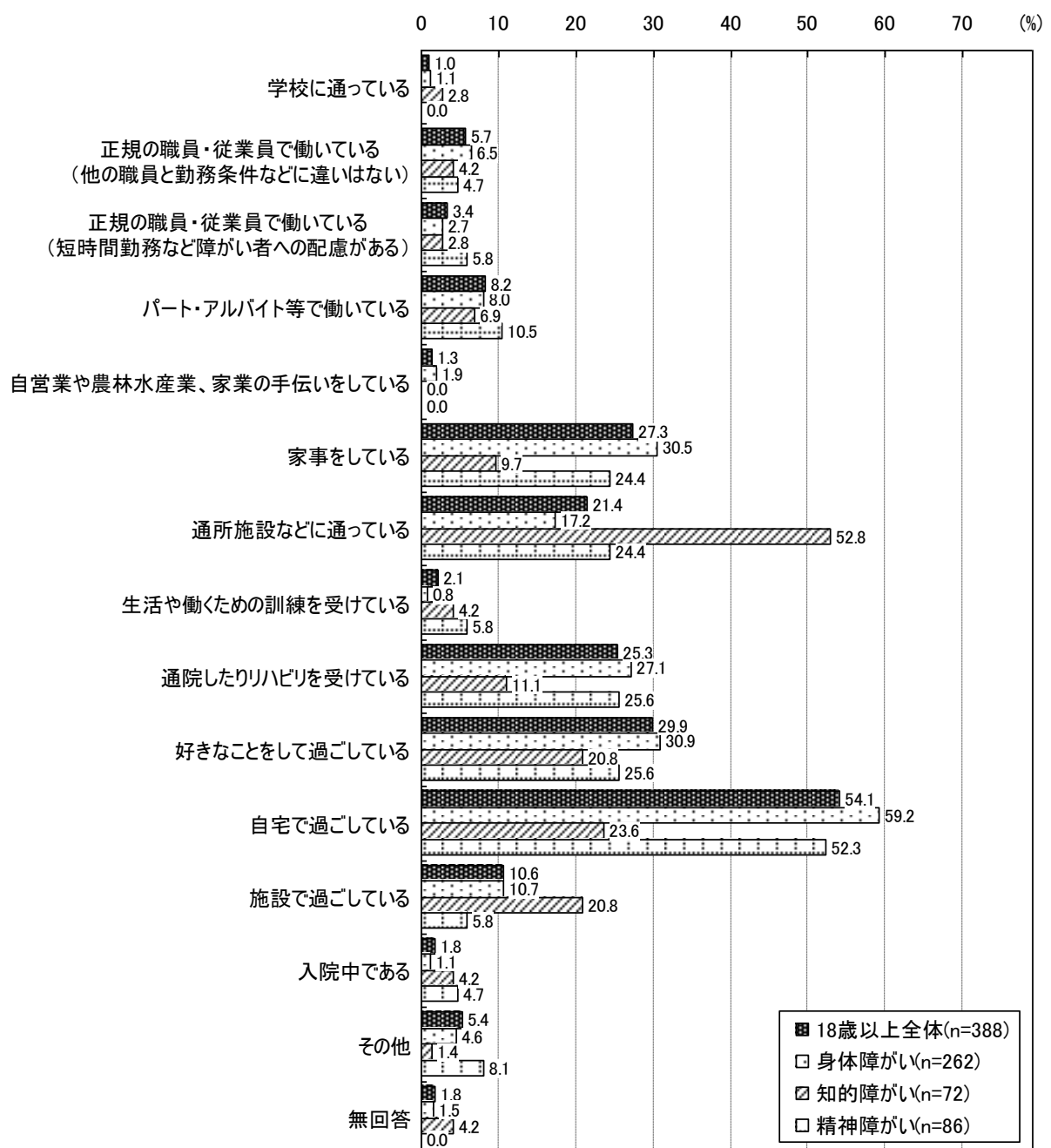
※「主に介助・支援してくれる人」が父や母、きょうだい、祖父母、配偶者・パートナー、子ども・子どもの配偶者・孫、その他の親族と答えた人への設問。

《日中の活動や社会参加の状況と意識》

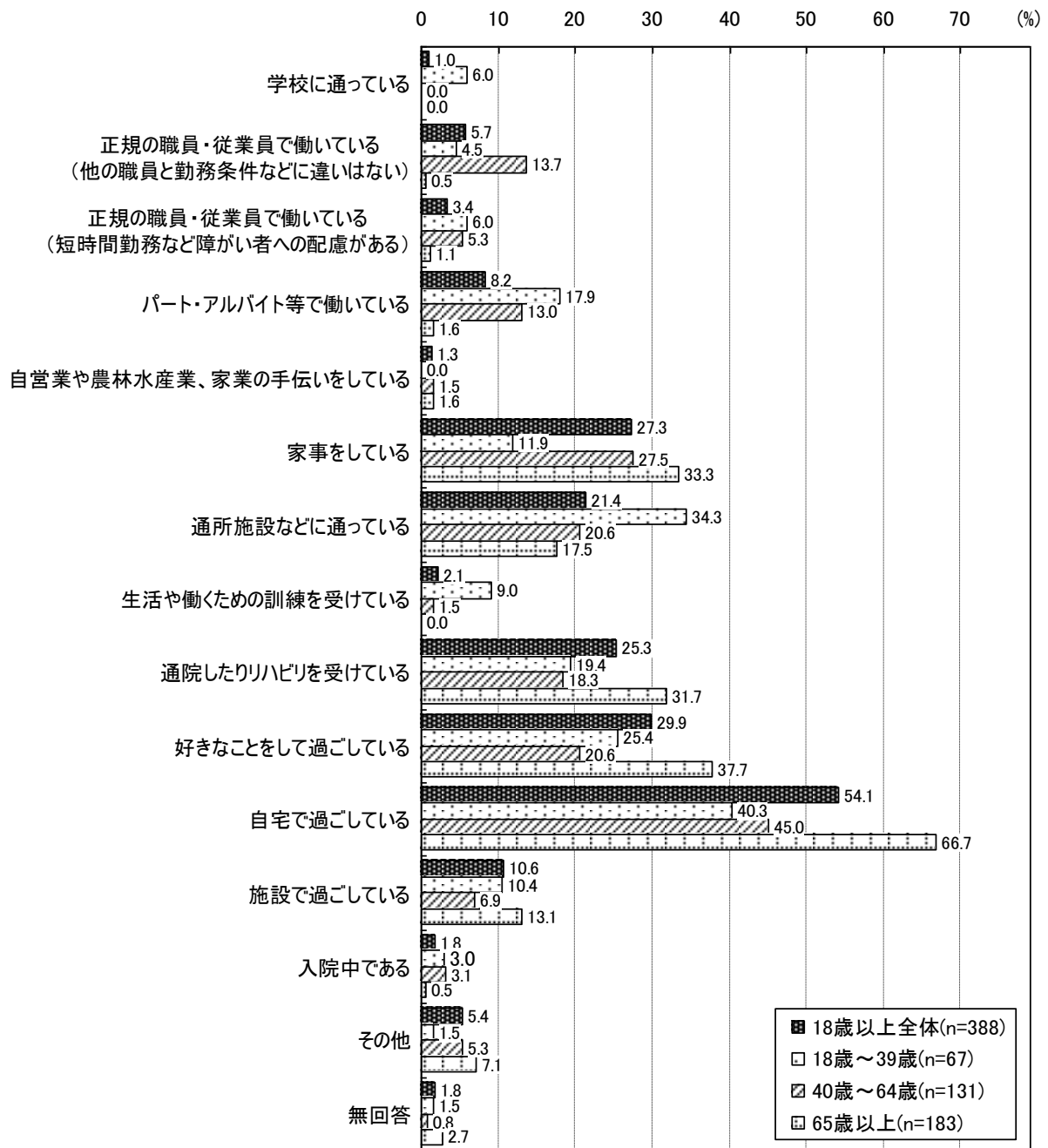
◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。

- ・18歳以上については、「自宅で過ごしている」が全体の54.1%を占めていますが、知的障がいのある人については「通所施設などに通っている」が52.8%を占めています。
また、何らかの形で働いている人は18歳以上全体の18.6%で、年齢別には18歳から39歳の28.4%、40歳から64歳の33.5%、65歳以上の4.8%となっています。
- ・18歳未満については、「小学校・中学校に通っている」が41.5%、「特別支援学校に通っている」が34.0%などとなっています。

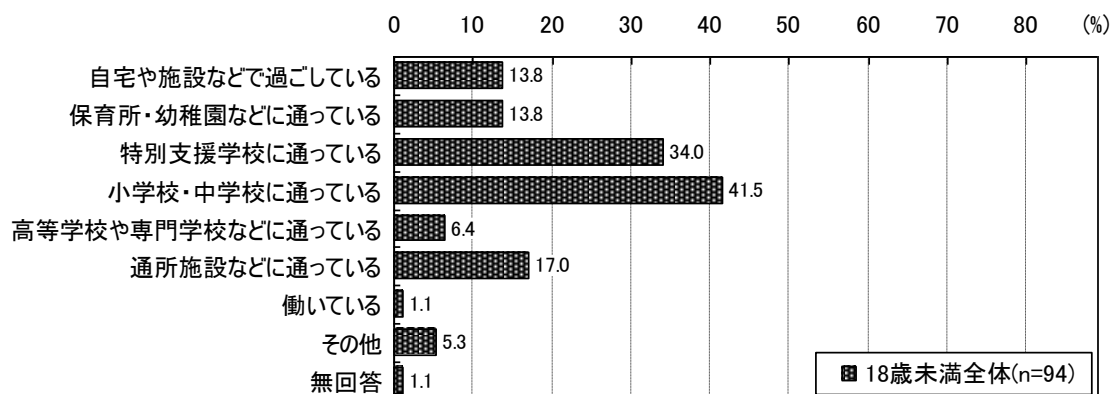
〔18歳以上：平日の昼間の時間の過ごし方：障がい種別〕



〔18歳以上：平日の昼間の時間の過ごし方：年齢別〕



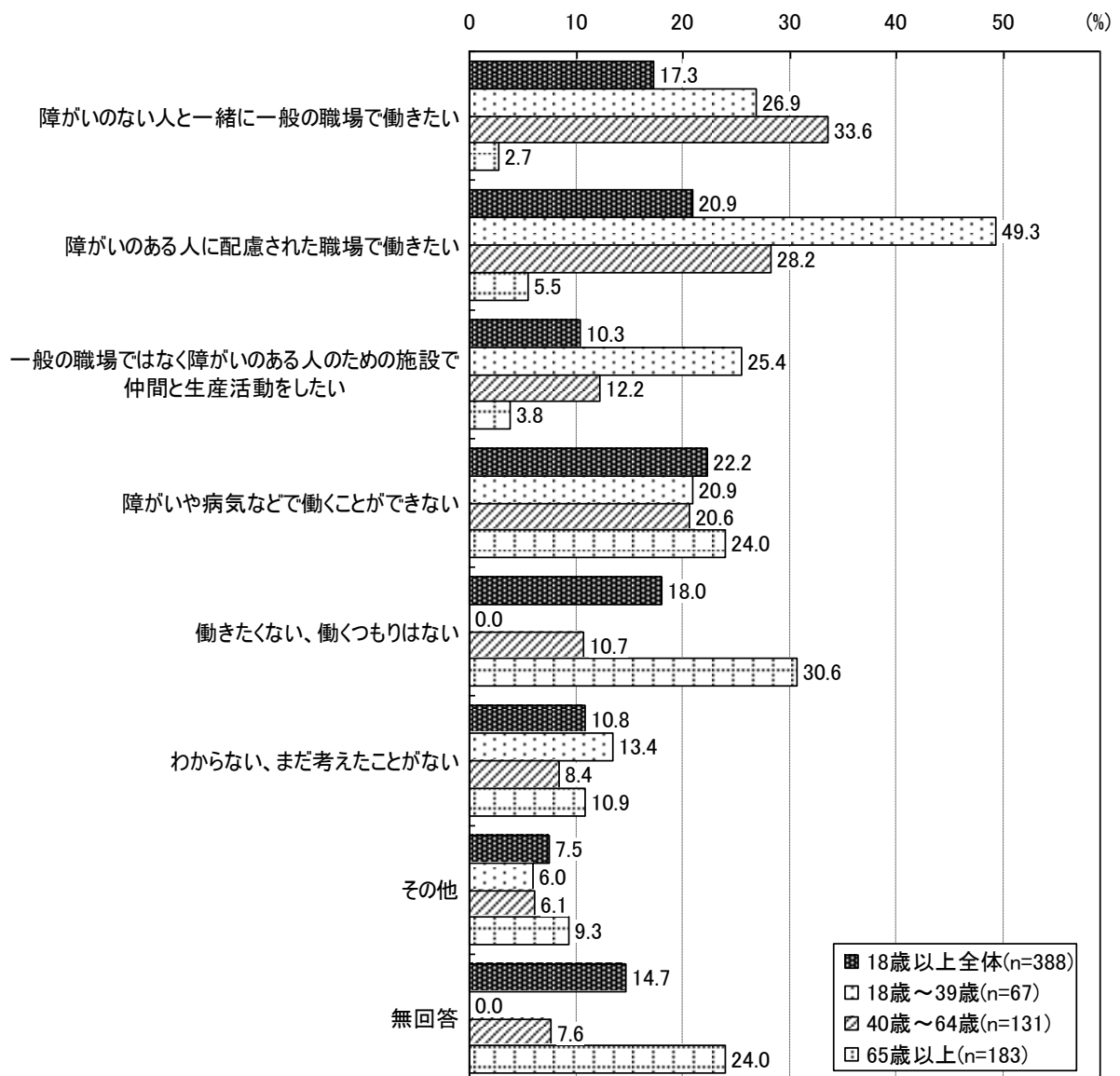
〔18歳未満：平日の昼間の時間の過ごし方〕



《働くことに対する意識》

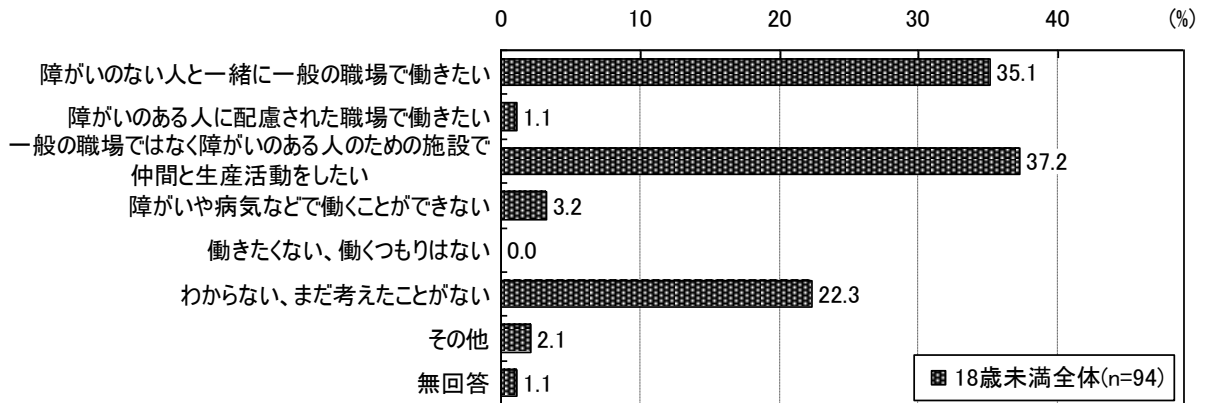
◆今後、働くことについて、どのように考えていますか。現在すでに働いている人も望ましいと思う働き方を選んでください。

・「障がいや病気などで働くことができない」が22.2%、「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が20.9%、「働きたくない、働くつもりはない」が18.0%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が17.3%と全体としては回答が分かれています。18歳から39歳では「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が49.3%とほぼ半数を占めています。



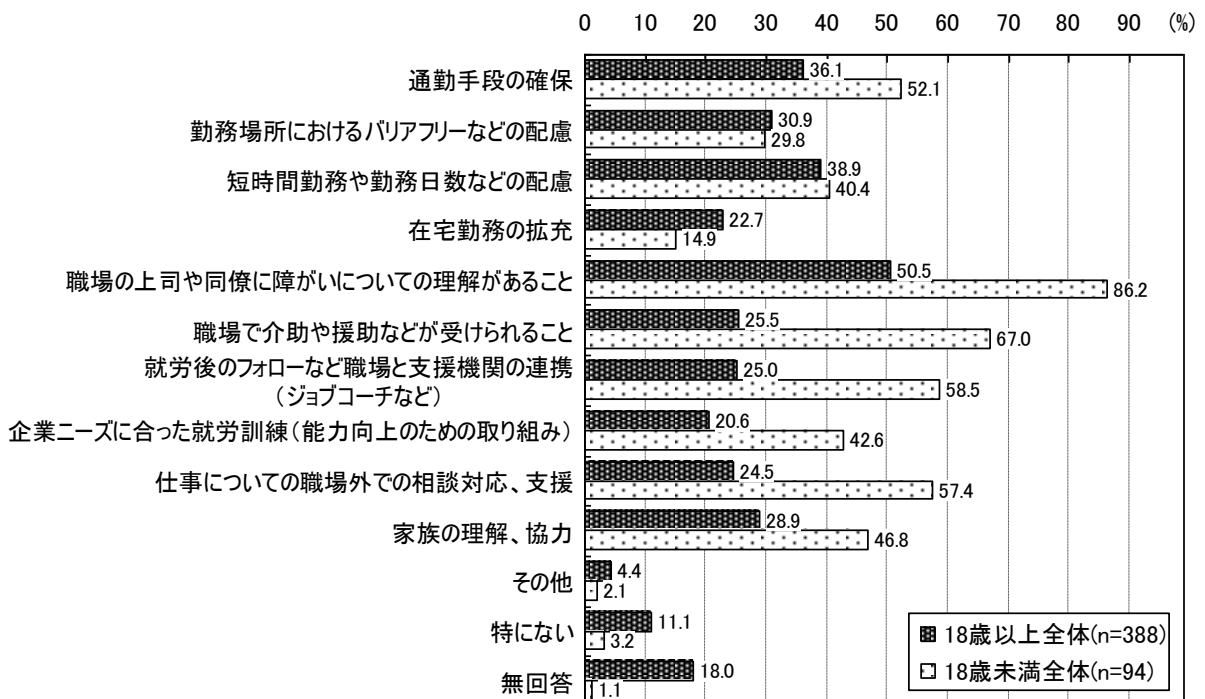
◆将来、働くことについて、どのように考えていますか。

- ・18歳未満では、「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が37.2%、「障がいのない人も一般の職場で働きたい」が35.1%と回答が分かれています。



◆あなたは、障がいのある人が働くにあたって、どのような支援が必要だと思いますか。

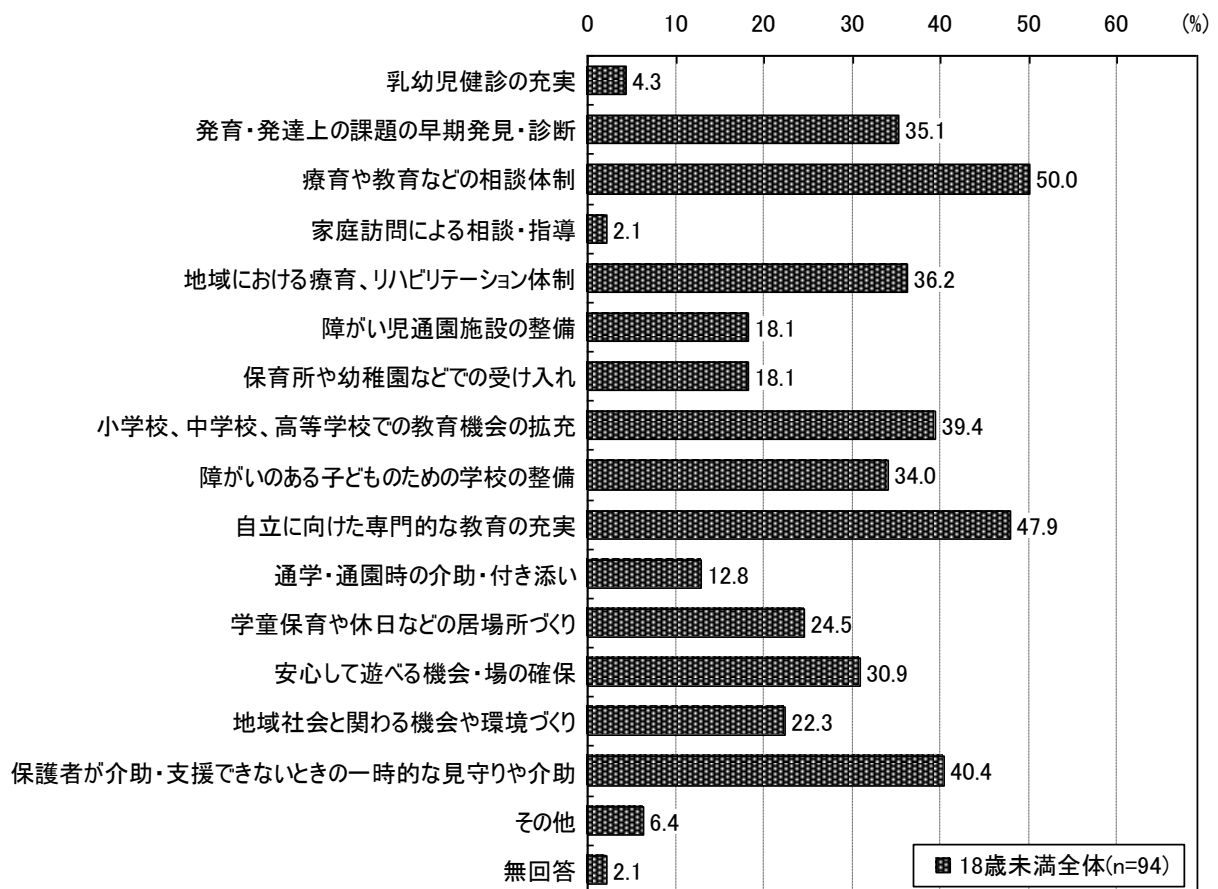
- ・18歳以上では「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が50.5%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が38.9%、「通勤手段の確保」が36.1%などとなっています。
- ・18歳未満についても、「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が86.2%を占めるほか、「職場で介助や援助などを受けられること」が67.0%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が58.5%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が57.4%、「通勤手段の確保」が52.1%など多くの支援内容があげられています。



《療育・教育の状況と意識》

◆障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。

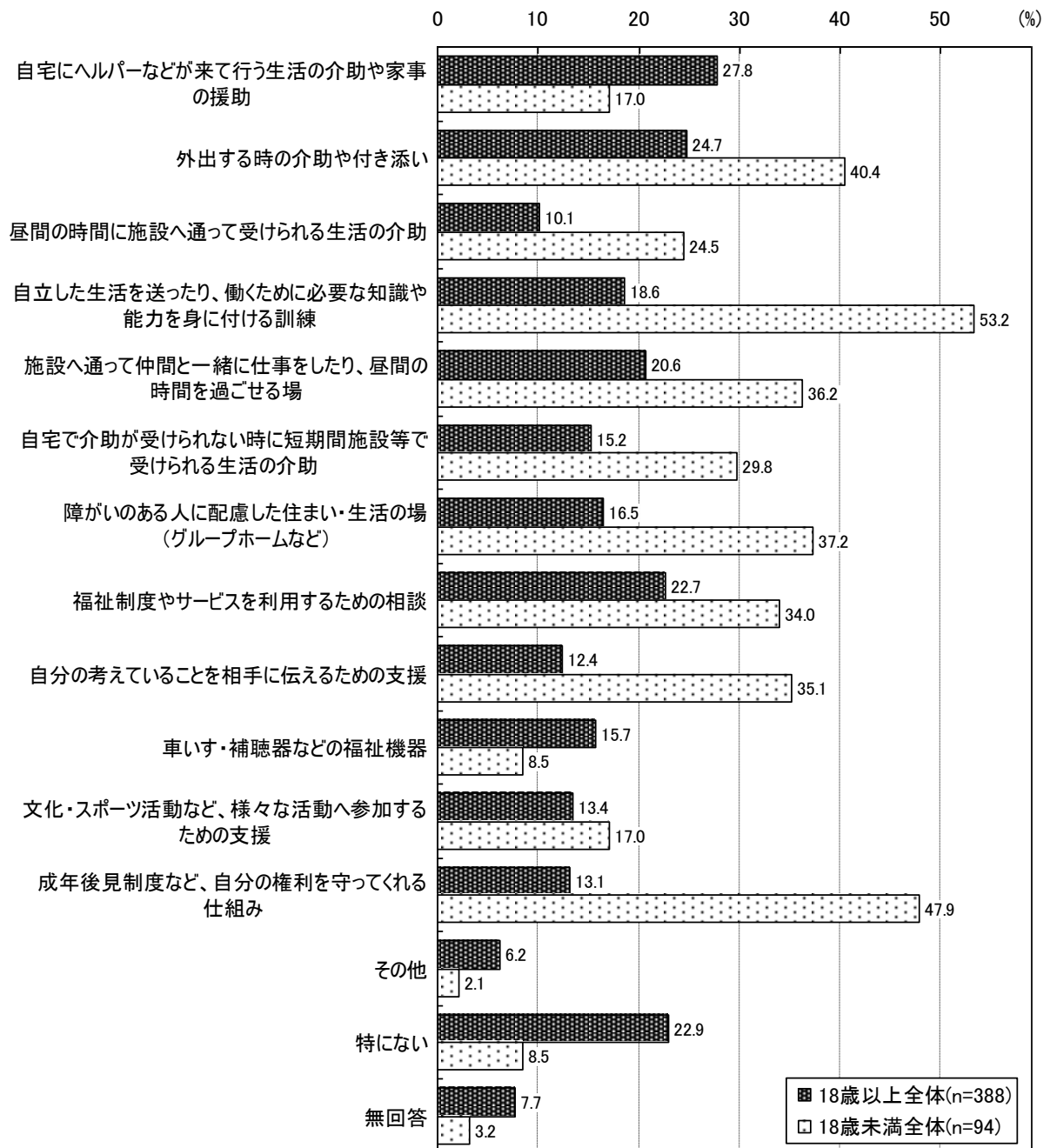
・「療育や教育などの相談体制」が50.0%と最も多く、次いで「自立に向けた専門的な教育の充実」が47.9%、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が40.4%、「小学校、中学校、高等学校での教育機会の拡充」が39.4%、「地域における療育、リハビリテーション体制」が36.2%、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が35.1%などとなっています。



《障がい福祉サービス等の利用状況と意識》

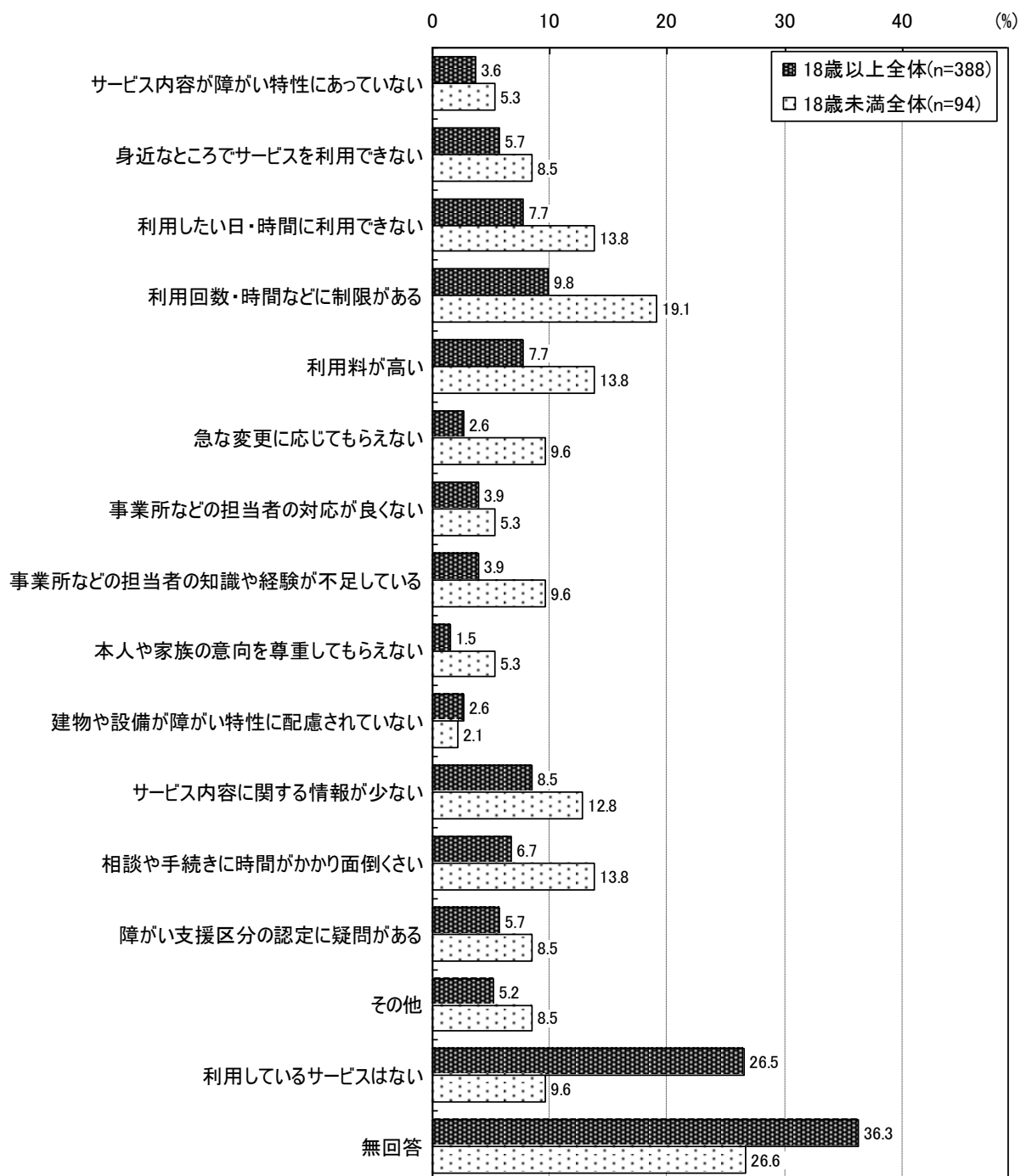
◆あなたが毎日の生活を送る上で、特に必要と思う制度やサービスは、次のどれですか。

- ・18歳以上では、「自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助」が27.8%、「外出する時の介助や付き添い」が24.7%、「福祉制度やサービスを利用するための相談」が22.7%、「施設へ通って仲間と一緒に仕事をしたり、昼間の時間を過ごせる場」が20.6%などとなっています。
- ・18歳未満では、「自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練」が53.2%、「成年後見制度など、自分の権利を守ってくれる仕組み」が47.9%、「外出する時の介助や付き添い」が40.4%などとなっています。



◆障がいのある人のための何らかのサービスを利用している人におたずねします。サービスを利用して何か不満に思うことがありますか。

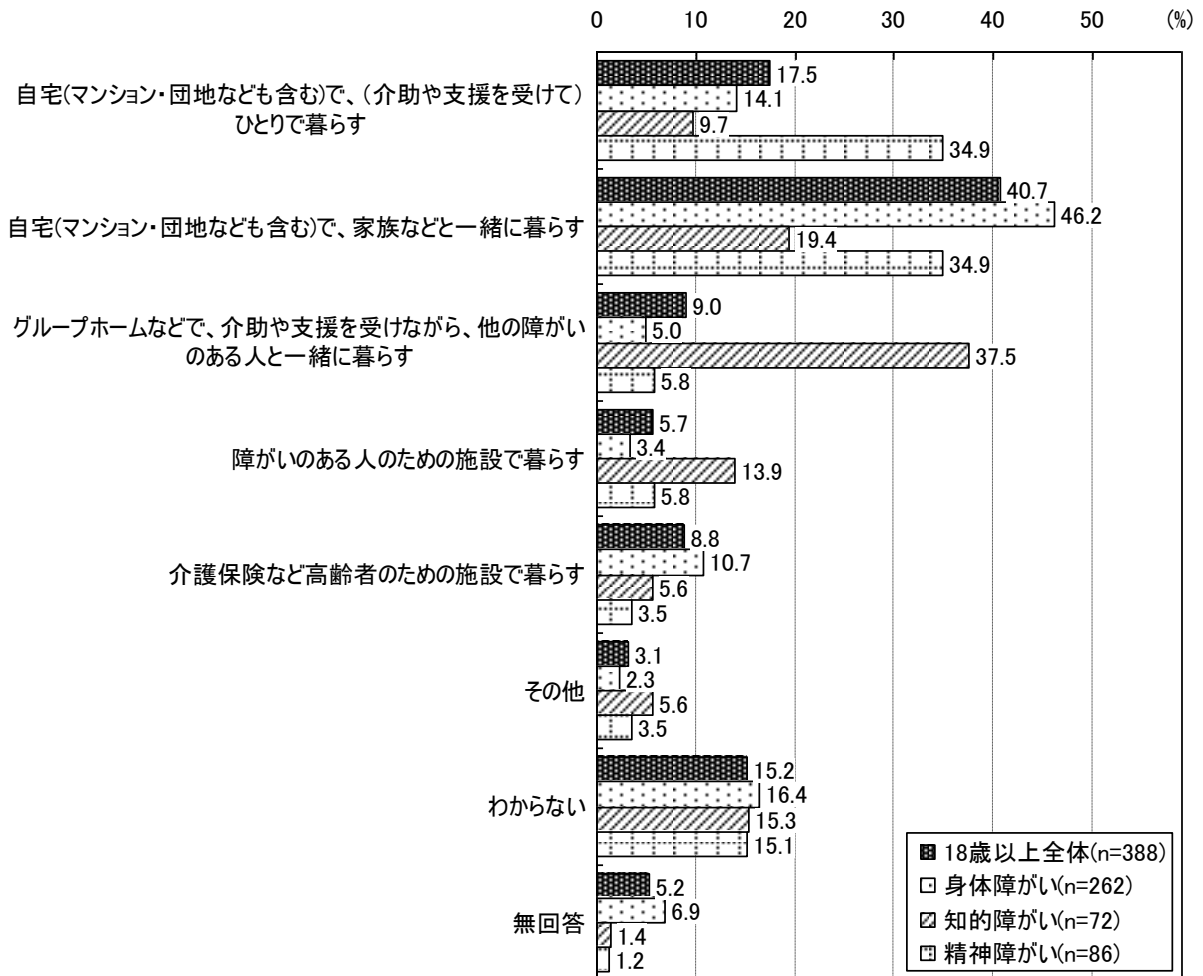
- ・18歳以上では「利用しているサービスはない」と無回答を合わせて62.8%を占めており、不満に思う内容としては「利用回数・時間などに制限がある」が9.8%と最も高くなっています。
- ・18歳未満で「利用回数・時間などに制限がある」が19.1%、「利用したい日・時間に利用できない」「利用料が高い」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」がそれぞれ13.8%見られます。



《将来の暮らし方についての希望》

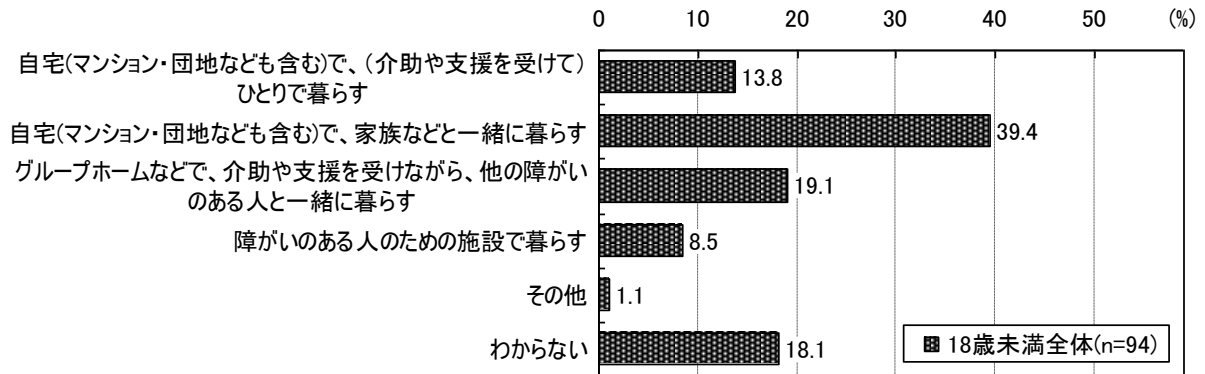
◆将来、どのような暮らしをしてみたいと思いますか。

・「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が40.7%、「自宅で、ひとりで暮らす」が17.5%、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が9.0%の順となっていますが、知的障がいのある人については、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が37.5%を占めています。



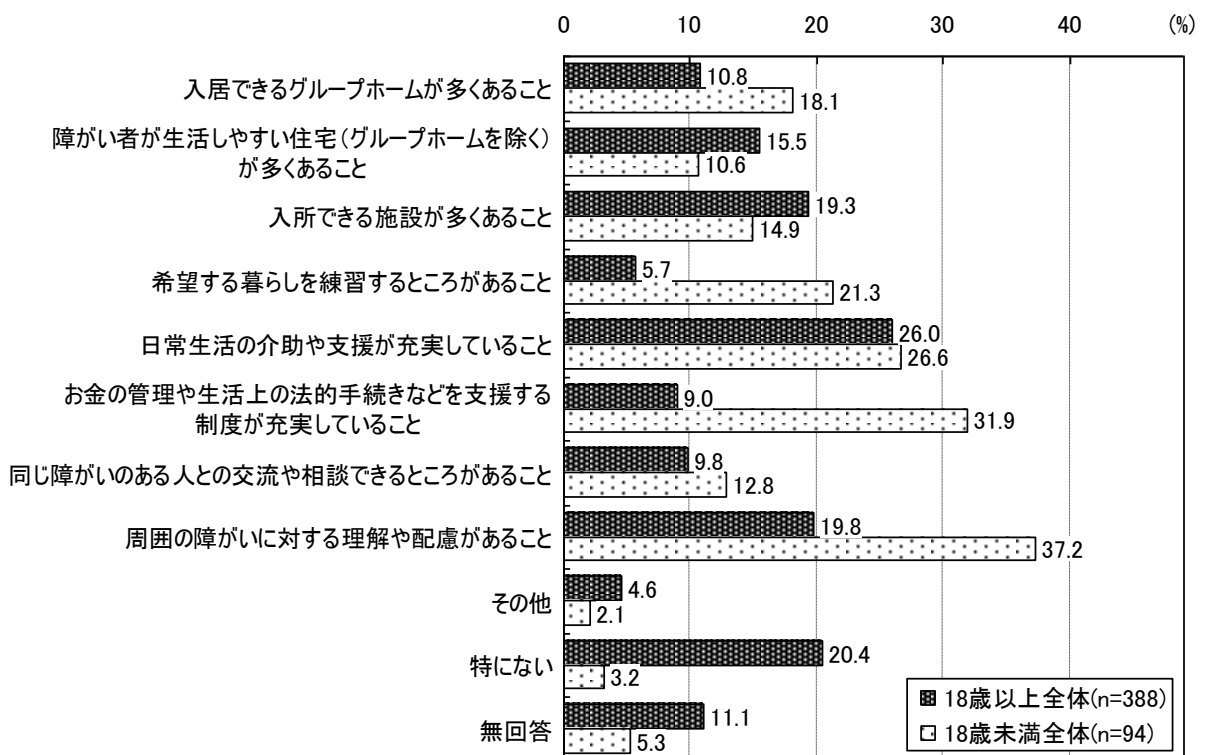
◆あなたが大人になったら、どのような生活をしてみたいと思いますか。

- ・「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が39.4%と最も多くを占めますが、これに次いで「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が19.1%、「自宅で、ひとりで暮らす」が13.8%の順となっています。



◆あなたが、希望する暮らしをするためには、何が必要ですか。

- ・18歳以上では「日常生活の介助や支援が充実していること」が26.0%、「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が19.8%、「入所できる施設が多くあること」が19.3%などとなっています。
- ・18歳未満では、「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が37.2%と最も多く、次いで「お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること」が31.9%、「日常生活の介助や支援が充実していること」が26.6%、「希望する暮らしを練習するところがあること」が21.3%の順となっています。



(2) 障がい者団体ヒアリングの結果

①調査の概要

計画の策定に向けて、市内の障がい者団体にご意見を伺いました。

調査対象	障がい者団体 3団体（河内長野市身体障害者福祉会、河内長野市心身障害児・者父母の会、河内長野市精神障害者家族会（わかば会））
調査方法	記述式のアンケートを実施した上で、懇談会形式により聞き取りを実施
実施日	平成29(2017)年2月20日

②主な聞き取り結果 ※障がい福祉計画、障がい児福祉計画に関わるものについて抜粋

◆障がいのある子どもの発達支援・教育、障がいのある人の就労機会の拡大と定着支援、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けた問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・教育現場では発達障がいの児童が増えているとお聞きします。数の増加は、今まで見過ごされてきた子どもたちに目が届くようになったからかも知れません。発達障がいの早期発見と早期の対策は子どもにとって大変重要です。ぜひ、きめ細かい対応をお願いします。
- ・医療的ケアが必要な児童も増加しているようです。市としても対応が大変なことはお察ししますが、万全の対応をお願いします。
- ・就労の場が少ない。仕事の種類が少なく様々な選択ができるように。
- ・企業に対して障がい者雇用についての勉強をしてもらい、支援者、相談員を職場に置き働きやすい環境づくりを工夫してもらいたい。ふつうの人にも必要。
- ・職場同士の連携、交流でノウハウを共有できるようにしてもらいたい。
- ・ピア活動が活発にできるような体制が必要。

◆だれもが暮らしやすい生活環境づくり、障がいのある人に配慮した多様な住まいの確保、災害など緊急時の支援体制づくりなどに向けた問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・障がい者の生活の基盤となるグループホームが不足しています。市営住宅・公営住宅の空き室利用や「住宅セーフティネット」の活用等もご指導願います。
- ・重い障がいのある人へのためのグループホームも必要です。
- ・グループホームがまったくない。（知的、身体の人と一緒に精神の場合難しい）
- ・ひとり暮らしを支える体制（アウトリーチ）の実現。困った時に相談できる体制。

◆障がいのある人に関わる相談支援体制や福祉制度・サービスなどにおける問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・福祉制度、サービスを知らない人が多い。PR不足。
- ・家族が定期的に相談できる質の高い専門職の養成、相談員の増員。
- ・どこにもつながっていない人、来なくなった人、諦めて行かなくなった人に対しての継続的な声かけ。
- ・広く医療全般に障がい児（者）を診てもらえる制度ができたらいいなと思います。
- ・計画に終わることなく、具体的に実行に移していただけるように。

第3章 成果目標の設定

国が平成29(2017)年3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、大阪府が平成29(2017)年11月に示した「第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

1. 第5期障がい福祉計画の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成32(2020)年度末時点において、地域移行者数9人、施設入所者数の削減数2人を目標とします。

相談支援事業所等との連携を強化し、地域生活への移行に必要な住居の確保や障がい福祉サービスの利用などについて検討を行い、十分な相談支援体制のもと、地域移行を推進していきます。

区 分	目 標	備 考
平成32(2020)年度末の 地域移行者数	9人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成28(2016)年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域移行する <u>本市における目標</u> ・平成28(2016)年度末時点の施設入所者数 97人×9%=9人を地域移行する
平成32(2020)年度末の 施設入所者数の削減数	2人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成28(2016)年度末時点の施設入所者数 から2%以上削減する <u>本市における目標</u> ・平成28(2016)年度末時点の施設入所者数 97人×2%=2人を削減する

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、地域自立支援協議会における地域生活定着支援部会にて設置済みである。今後も協議の場を、機能強化、拡大することによって、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

区 分	目 標	備 考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	機能強化	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32(2020)年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する <u>本市における目標</u> ・既に、本市において設置済みであり、一層の機能強化・拡大を図る

③障がい者の地域生活の支援

地域生活支援拠点等の整備については、平成29(2017)年4月に、富田林市、大阪狭山市と共同で、体験の場の確保、緊急時の受け入れ先の確保、コーディネーターの設置などを主な機能とする地域生活支援拠点等を面的整備型により整備しており、必要な機能を検討しつつ、機能強化を図っていきます。

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備	機能強化	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32(2020)年度末までに各市町村または各圏域に整備する <u>本市における目標</u> ・富田林市、大阪狭山市と共同で面的整備型の地域生活支援拠点等を平成29(2017)年4月に整備済みであり、機能強化を図る

④福祉施設から一般就労への移行等

障がい者雇用に向けた取組みについて、引き続き地域自立支援協議会において検討を行うとともに、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労支援事業所などとの連携を強化し、支援に努めます。

区 分	目 標	備 考
平成32(2020)年度中の一般就労への移行者数	7人	<u>国の考え方</u> ・福祉施設からの一般就労者数を平成28(2016)年度実績の1.5倍以上とする <u>大阪府の考え方</u> ・府が設定した府内全体の目標値を市町村ごとに按分した数値以上とする(1.3倍以上) <u>本市における目標</u> ・平成28(2016)年度の一般就労への移行者数を5人×1.3=7人とする
平成32(2020)年度末の就労移行支援事業の利用者数	38人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業利用者を平成28(2016)年度末から2割以上増加させる <u>本市における目標</u> ・平成28(2016)年度の就労移行支援事業利用者を31人×1.2=38人とする
平成32(2020)年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	50%	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 <u>本市における目標</u> ・国・府の考え方に沿って、設定する
平成32(2020)年度の就労定着支援による職場定着率の増加	80%	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業利用者の支援を開始1年後の職場定着率を80%以上 <u>本市における目標</u> ・国・府の考え方に沿って、設定する
平成32(2020)年度の就労継続支援(B型)事業所の工賃の平均額(月額)	17,723円	<u>大阪府の考え方</u> ・府が設定した平成32(2020)年度の就労継続支援(B型)事業所の目標工賃を踏まえて目標額を設定する <u>本市における目標</u> ・本市内の事業所の目標工賃の平均額に沿って、設定する

2. 第1期障がい児福祉計画の成果目標

①重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、南河内圏域で1か所設置済みですが、ニーズを見極めながら、実施体制等について充実させていきます。また、保育所等訪問支援についても1か所事業を実施していますが、利用者ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めていきます。

成果目標	目標	備 考
児童発達支援センターの設置	機能強化	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32(2020)年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する <u>本市における目標</u> ・南河内圏域で1か所設置済みであり、実施体制等について充実する
保育所等訪問支援事業の充実	体制の充実	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32(2020)年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を充実する <u>本市における目標</u> ・児童発達支援センターにおいて1か所実施済みであり、実施体制等について充実する

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は1か所確保されていますが、今後のニーズを見極めながら、サービス提供体制の充実に努めていきます。

成果目標	目標	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援機能強化 放課後等デイサービス機能強化	<u>国の考え方</u> ・平成32(2020)年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも1か所以上確保する <u>大阪府の考え方</u> ・府が設定した平成32(2020)年度末までの目標数を踏まえて設定する <u>本市における目標</u> ・ともに1か所確保されているが、国・府の考え方に沿って、体制を充実する

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30(2018)年度末までに、地域自立支援協議会における役割の見直しなどによる活用を含め、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することをめざします。また協議の場において、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置することをめざします。

成果目標	目標	備考
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成30(2018)年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置する <u>本市における目標</u> ・国・府の考え方に沿って、設置に取り組む

第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み

1. 障がい福祉サービス等の見込量

平成24(2012)年度以降の利用実績等から利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。

(1) 訪問系サービス

今後、地域生活移行等が進むことが見込まれるところであり、利用者の状況等に応じて適切なサービスを提供できるように努めます。

①居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	55	66	66	68	70	72
		知的障がい者	35	46	46	49	52	55
		精神障がい者	86	88	104	106	108	110
		障がい児	14	19	19	20	21	22
		合 計	190	219	235	243	251	259
	量の見込み [時間/月]	身体障がい者	1,706	2,036	2,036	2,250	2,310	2,370
		知的障がい者	773	873	917	1,060	1,125	1,190
		精神障がい者	1,101	1,076	1,170	1,190	1,210	1,230
		障がい児	604	483	500	525	550	575
		合 計	4,184	4,468	4,623	5,025	5,195	5,365

②重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障がいをもつ人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	5	9	10	11	12	13
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合 計	5	9	10	11	12	13
	量の見込み [時間/月]	身体障がい者	893	1,430	1,486	1,542	1,598	1,654
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合 計	893	1,430	1,486	1,542	1,598	1,654

③同行援護

移動に著しい困難がある視覚障がいのある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
同行援護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	35	39	39	39	39	39
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合 計	35	39	39	39	39	39
	量の見込み [時間/月]	身体障がい者	1,628	1,319	1,365	1,365	1,365	1,365
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		合 計	1,628	1,319	1,365	1,365	1,365	1,365

④行動援護

行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障がい者	10	12	13	14	15	16
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	15	14	15	15	15	16
		合 計	25	26	28	29	30	32
	量の見込み [時間/月]	知的障がい者	376	382	385	391	397	403
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	240	183	200	215	230	245
		合 計	616	565	585	606	627	648

⑤重度障がい者包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

これまで利用実績がなく、今後も大きく変動がないものとして、サービス見込みはありません。尚、今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

(2) 短期入所・日中活動系サービス

①短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

地域において利用できる事業所の拡充等に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込 量		
			平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障がい者	4	3	9	10	11	12
		知的障がい者	32	36	40	40	42	45
		精神障がい者	1	0	1	1	1	1
		障がい児	13	16	24	25	28	31
		合 計	50	55	74	76	82	89
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	41	13	44	49	54	59
		知的障がい者	289	279	280	283	285	290
		精神障がい者	5	0	1	1	1	1
		障がい児	52	42	28	29	33	36
		合 計	387	334	353	362	373	386

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

②生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

地域での生活が充実するように、事業所の拡充等に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	42	46	46	47	49	50
		知的障がい者	169	180	180	182	184	186
		精神障がい者	1	0	0	0	0	0
		合 計	212	226	226	229	233	236
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	711	795	827	872	909	928
		知的障がい者	2,516	3,409	3,562	3,640	3,680	3,720
		精神障がい者	5	0	0	0	0	0
		合 計	3,232	4,204	4,388	4,512	4,589	4,648

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

③自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

地域において、利用できる事業所の拡充等に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体障がい者	4	1	1	1	1	1
		知的障がい者	22	5	1	1	1	1
		精神障がい者	2	3	6	6	6	6
		合 計	28	9	8	8	8	8
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	69	1	17	17	17	17
		知的障がい者	455	103	17	17	17	17
		精神障がい者	6	28	49	54	54	54
		合 計	530	132	83	88	88	88

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

地域自立支援協議会、ハローワーク、就業・生活支援センター等との更なる連携強化を図りながら、インターンシップ、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等を適宜活用するなど、より適切かつ効果的な支援を実施できるよう努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	8	5	4	4	4	4
		知的障がい者	21	19	20	20	21	21
		精神障がい者	6	10	13	13	13	13
		合 計	35	34	37	37	38	38
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	171	90	73	73	73	73
		知的障がい者	394	365	364	364	382	382
		精神障がい者	95	147	198	198	198	198
		合 計	660	602	635	635	653	653

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

利用者の就労の効果を高めることができるよう、事業の充実を促していきます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
就労継続支援 A型	利用者数 [人/月]	身体障がい者	7	14	15	16	17	18
		知的障がい者	9	11	15	17	19	21
		精神障がい者	16	25	36	38	40	42
		合 計	32	50	66	71	76	81
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	148	226	246	262	278	294
		知的障がい者	174	210	270	306	342	378
		精神障がい者	281	432	511	539	567	596
		合 計	603	868	1,027	1,107	1,187	1,268

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

工賃の目標額（17,723円／月）の達成をめざし、安定的な仕事量の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携し、生産活動の活性化に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
就労継続支援 B型	利用者数 [人/月]	身体障がい者	13	21	29	30	31	32
		知的障がい者	99	223	234	236	238	240
		精神障がい者	41	57	60	62	64	66
		合 計	153	301	323	344	348	352
	量の見込み [人日分/月]	身体障がい者	201	365	464	480	496	512
		知的障がい者	1,773	2,268	2,445	2,478	2,511	2,544
		精神障がい者	569	725	765	791	817	843
		合 計	2,543	3,358	3,674	3,749	3,824	3,899

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

⑦療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

利用者ニーズを把握し、適切な情報提供に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
療養介護	利用者数 [人/月]	合 計	11	11	11	11	11	11

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

利用者ニーズを把握し、適切な支援に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	—	—	—	0	0	1
		知的障がい者	—	—	—	0	1	2
		精神障がい者	—	—	—	0	1	2
		合 計	—	—	—	0	2	5

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

親元からの独立や地域生活への移行のためには、グループホーム等の整備が重要であり、事業所の参入が促進されるよう努めます。また、グループホームを利用する障がいのある人に対する地域の受け入れ態勢や地域の理解を高めることができるよう努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	2	2	2	2	2	2
		知的障がい者	67	83	94	100	107	113
		精神障がい者	2	3	2	2	2	2
		合 計	71	88	98	104	111	117

②施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

利用者の希望を考慮し、関係機関等との連携のもと適切な支援に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	27	27	27	27	27	26
		知的障がい者	71	70	70	70	69	69
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合 計	98	97	97	97	96	95

③自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど適切な支援を行います。

利用者ニーズを把握し、適切な情報提供に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	—	—	—	0	0	0
		知的障がい者	—	—	—	0	1	1
		精神障がい者	—	—	—	0	1	1
		合 計	—	—	—	0	2	2

(4) 相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

大阪府と連携し、相談支援専門員の量的拡充に努めます。また、地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所や関係事業所などの連携強化を図ります。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	12	12	12	13	14	15
		知的障がい者	26	28	30	31	32	34
		精神障がい者	16	16	16	17	19	21
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合 計	53	57	59	61	66	71

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院等に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他適切な支援を行います。

保健所や病院などをはじめ関係機関との連携を強化し、適切な支援に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	1	1	1
		知的障がい者	0	0	0	1	1	1
		精神障がい者	0	1	0	1	2	2
		合 計	0	1	0	3	4	4

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他必要な支援を行います。

利用者の状況に応じ、適切な支援に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	1	1	1
		知的障がい者	0	0	0	1	1	1
		精神障がい者	1	1	1	1	2	2
		合 計	1	1	1	3	4	4

2. 障がい児福祉サービスの見込量

これまでの利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービス見込量を算出します。

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

ライフステージに応じて、適切な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実等に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	36	48	55	60	65	70
	量の見込み [人日分/月]	425	480	550	600	650	700

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。

これまでの利用実績から、利用見込みはありません。尚、今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。

障がいのある児童が適切な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
放課後等デイ サービス	利用者数 [人/月]	101	218	220	222	225	228
	量の見込み [人日分/月]	1,494	2,252	2,280	2,320	2,380	2,440

※「人日分」は延べ利用日数のことです。

④保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、障がいのない児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。

障がいのある児童が適切な支援を受けることができるよう、関係機関の連携を促進します。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
保育所等訪問 支援	利用者数 [人/月]	6	6	8	9	10	11
	量の見込み [回/月]	6	6	8	9	10	11

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

利用者ニーズを把握し、適切な情報提供に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童発達支援	量の見込み [回/月]	—	—	—	0	0	0

(2) 障がい児相談支援

障がい児福祉サービスを利用する障がいのある児童に対し、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

保健、教育、子育て支援等の各種施策との連携を進めるとともに、相談支援体制の充実を図り、ライフステージにおいて途切れることなく、一貫した支援が身近な場所で適切に提供されるよう、関係機関のネットワーク体制の構築等に努めます。

■ 1 か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	利用者数 [人/月]	9	15	18	20	22	24

(3) 子ども・子育て支援等

「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」において子ども・子育て支援事業の見込みや提供体制について定めており、連携を図りながら支援を進めていきます。なお、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」においては、障がい児も含めた子ども全体についての見込みや提供体制であるため、障がい児の利用にあたって、支障が生じないよう連携を図ります。

①教育・保育

		平成30年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い 左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	市内1,062人 市外21人		1,050人	548人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	239人		—	—
(他市町村の子ども)		11人		—	—
提供量合計		1,333人		1,050人	548人

		平成31年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い 教育希望が強い	1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	市内1,062人 市外21人		1,050人	552人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	239人		—	—
(他市町村の子ども)		11人		—	—
提供量合計		1,333人		1,050人	552人

②地域子ども・子育て支援事業

		平成30年度	平成31年度
時間外保育事業		936人	924人
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）		878人	873人
地域子育て支援拠点事業（年間）		50,239人回	49,104人回
幼稚園における一時預かり事業（年間）		78,700人日	77,200人日
保育所等における一時預かり事業（年間）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	5,160人日	5,050人日
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	570人日	560人日
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0人日	0人日
乳児家庭全戸訪問事業		607人	589人
養育支援訪問事業		4人	4人

※見込量については、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」における提供量とします。

3. 地域生活支援事業の見込量

これまでの利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービス見込量を算出します。

①相談支援事業

障がいのある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、地域自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談支援に努めます。

《障がい者相談支援事業》

障がいのある人や家族等を対象とする相談事業を実施し、障がいのある人の地域における生活を総合的に支援します。

《基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されたものであり、専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、関係機関との連携強化、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業（居住サポート事業）》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

■年間の事業見込み

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障がい者相談支援事業	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	検討	検討	検討	実施予定

②理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくするため、地域住民を対象とした障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

広報紙など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより障がいのある人に関する理解促進や啓発に努めます。

■年間の事業見込み

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

障がいのある人や家族・支援者が組織する団体・グループの活性化に努めます。また、障がいのある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動などと連携し、市民による自発的な活動を促進します。

■年間の事業見込み

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申立てを行う制度です。

関係機関と連携し、障がい者の権利擁護を図るため、適切な支援を行います。

■年間の事業量見込み

サービス名	実 績		実績見込	見込量		
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	0人	3人	0人	2人	2人	2人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。

市民後見人の育成を行っているところであり、大阪府や社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、事業の実施を検討します。

■年間の事業見込み

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	検討	検討	検討	実施予定

⑥意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、ろうあ者福祉指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

関係機関と連携しながら、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握とその育成に努めるとともに、意思疎通支援事業の周知を進め、サービスの利用を促します。また、ボランティア団体や手話サークル等との連携強化に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業	実利用見込み 件数[件/年]	229	229	229	229	229	229
	実利用見込み 時間[時間/年]	547	568	570	570	570	570
要約筆記者派遣事業	実利用見込み 件数[件/年]	10	9	9	9	9	9
	実利用見込み 時間[時間/年]	77	35	35	35	35	35
手話通訳者設置事業	実設置見込み 者数[人/年]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み 者数（登録見込み 者数）[人/年]	14	7	11	11	11	11

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

日常生活用具に関する情報提供を充実するとともに、障がいの特性に合った適切な日常生活用具を給付します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	23	23	23	23	23	23
在宅療養等支援用具	件/年	31	23	24	25	27	28
情報・意思疎通支援用具	件/年	27	18	23	23	23	23
排泄管理支援用具	件/年	2,662	2,609	2,700	2,700	2,700	2,700
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	0	2	2	2	2	2

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上に向けた取組みを支援し、円滑に外出できるようサービス提供体制の充実に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	利用者数 [人/年]	身体障がい者	48	59	62	65	69	73
		知的障がい者	80	90	91	92	93	94
		精神障がい者	21	25	24	24	24	24
		障がい児	27	20	27	27	27	27
		合 計	176	194	204	208	213	218
	量の見込み [時間/年]	身体障がい者	14,698	18,887	19,380	19,822	21,042	22,262
		知的障がい者	18,724	19,857	20,831	21,831	22,831	23,831
		精神障がい者	3,395	4,268	4,599	4,599	4,599	4,599
		障がい児	4,403	3,549	4,637	5,415	5,415	5,415
		合 計	41,220	46,561	49,447	51,667	53,887	56,107

⑨地域活動支援センター

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。今後においても、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、事業の充実に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人/年]	15	14	20	20	20	20

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2. 計画推進体制の充実

①庁内連携の強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

②国、大阪府、近隣市町村、関係機関等との連携・ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体などの協力が必要であり、保健・医療・福祉関係などによる連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

参 考 資 料

1. 策定体制と経過

(1) 策定体制

○河内長野市障害者施策推進協議会条例

昭和48年10月2日
条例第28号

(設置)

第1条 本市に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は委員15名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は委員の任期による。
- 4 会長は協議会を代表し、会議を総括し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第2号)

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律(平成5年法律第94号)附則第1項ただし書に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の河内長野市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定により任

命されている委員は、改正後の河内長野市障害者施策推進協議会条例第3条第2項の規定により任命され、又は委嘱された委員とみなす。

附 則(平成15年3月28日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月24日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

○河内長野市障害者施策推進協議会規則

昭和48年11月5日

規則第16号

第1条 この規則は、河内長野市障害者施策推進協議会条例(昭和48年河内長野市条例第28号)第6条の規定に基づき、河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事、その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会長は必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のあるものに出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4条 協議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後、最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則(昭和61年10月1日規則第22号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月30日規則第18号)
この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第3号)
この規則は、河内長野市中心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例(平成6年河内長野市条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第26号)
この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第44号抄)
1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○河内長野市障がい者施策推進協議会委員名簿

(任期：平成29年8月1日～平成31年7月31日、敬称略)

該当 条項	委員名	所 属	分 野
1 号	浦山 宣之	河内長野市議会	市議会
2 号	中林 才治◎	(社)河内長野市医師会 会長	医療
	尾上 伸枝	河内長野市教育委員会 委員	教育
	山本 幸子	地域生活総合支援センターきらら 所長	福祉
	吉村 禎二○	(福)河内長野市社会福祉協議会 会長	福祉
	千田 利勝	河内長野市民生委員児童委員協議会 会長	福祉
	黒田 隆之	桃山学院大学社会学部 准教授	福祉
3 号	村田 憲司	河内長野公共職業安定所 所長	雇用
	大家 角義	大阪府富田林保健所 参事兼地域保健課長	保健
4 号	竹川 康文	河内長野市身体障害者福祉会 会長	障がい者
5 号	富田 芳男	河内長野市心身障害児・者父母の会 会長	福祉従事者
	杉浦 淑子	河内長野市精神障害者家族会「わかば会」 会長	福祉従事者
	大谷 多美子	河内長野市作業所連絡協議会 代表者	福祉従事者

※委員名欄の◎は会長、○は副会長

異動のあった前委員

委員名	所 属	任 期
丹羽 実	河内長野市議会	平成27年9月～平成29年7月
杉田 啓史	地域生活総合支援センターきらら 所長	平成27年8月～平成29年3月

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成28年7月1日

（目的及び設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図ることで、誰もが安心して生活できる地域を構築するため河内長野市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事
- (2) 地域の情報共有や課題抽出に関する事
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事
- (4) 相談支援事業に関する事
- (5) 河内長野市との協働に関する事
- (6) その他協議会が必要と認める事

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる会員によって構成する。

- (1) 保健・医療関係機関
 - (2) 教育・保育関係機関
 - (3) 関係行政機関
 - (4) 相談支援事業関係機関
 - (5) 就労・雇用関係機関
 - (6) 福祉サービス関係機関
 - (7) 地域福祉活動関係機関
 - (8) 各専門部会代表
 - (9) 障がい関係団体（当事者、家族等）
 - (10) その他必要と認める者
- 2 協議会は、全体会議、運営会議、代表者会議及び専門部会によって構成する。

（会議）

第4条 協議会は、必要と認めるときに全体会議を年1回以上開催し、その他の会議については、必要に応じて開催する。また、必要な場合は、会員以外の者の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第5条 会員は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならないものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、河内長野市の基幹相談支援センターにおいて行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市担当課と協議し対応する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会全体会 関係機関一覧

N0	事業所名
1	河内長野公共職業安定所
2	河内長野市商工会
3	大阪府富田林保健所
4	大阪府富田林子ども家庭センター
5	河内長野市社会福祉協議会
6	河内長野市心身障害児・者 父母の会
7	河内長野市身体障害者福祉会
8	河内長野市精神障害者家族会わかば会
9	大阪障害児・者を守る会 河内長野支部
10	河内長野市保健福祉部障がい福祉課
11	ピアセンターかわちながの
12	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 就労支援部会
13	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 地域生活定着支援部会
14	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 子ども部会
15	河内長野市民生委員児童委員協議会
16	河内長野市ボランティア連絡会
17	地域活動支援センターころっと
18	株式会社Nフィールド デューン河内長野
19	医療法人恒昭会 青葉丘病院

(2) 計画策定の経過

年月日	内 容
平成28年10月24日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成28年12月20日～ 平成29年1月20日	障がい者長期計画・障がい福祉計画の策定に向けたアンケート
平成29年 2 月20日	障がい者団体ヒアリング
平成29年 3 月17日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年 6 月28日	河内長野市障がい者地域自立支援協議会
平成29年 8 月24日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年11月20日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年12月22日	河内長野市障がい者地域自立支援協議会
平成30年 1 月 9 日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成30年1月29日～ 平成30年2月28日	パブリックコメント実施

2. 用語の解説

用 語	解 説	ページ
あ 行		
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。	33
インターンシップ	障がいのある人等が企業などで実際の仕事を体験する制度。	39
か 行		
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。	44
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。	5
高次脳機能障がい	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれている。	4
合理的配慮	障がいのある人が均等な機会を享受できるようにするための周辺環境の修正・調整を行うこと。	1
さ 行		
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。	32
市民後見人	成年後見制度の利用においては、親族また弁護士や社会福祉などの専門職の人がなることが多いが、一般市民人も研修を経て後見人等として、活動できる体制を整えている自治体もある。こうした後見人等のことを市民後見人と呼ぶ。	52
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。	60
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。	33

用 語	解 説	ページ
(障がい者) 就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営している。一般企業で働きたい障がいのある人等や障がいのある人の雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業への相談・支援を行っている。	12
ジョブコーチ	障がいのある人が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーションなどの課題を改善し、職場に円滑に適應するためのきめ細かな支援を行うもの。	39
身体障がい者手帳	身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。	8
精神障がい者保健福祉手帳	障がいのある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。	9
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。	15
た 行		
地域活動支援センター	障がいのある人などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設。	15
地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域での体制。	30
特別支援学校 (支援学校)	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。	18
トライアル雇用	ハローワークの紹介により、原則として３ヶ月間試行的に雇用され、その間に仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の本採用への移行を目的とする制度。	39

用 語	解 説	ページ
な 行		
内部障がい	身体障がいの一 종류で、呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸障がい、小腸障がい、肝臓機能障がい、後天性免疫不全症候群がその障がい範囲。	8
難病	原因が不明で治療法が確立していない希少な病気で、長期的な療養が必要な病気のこと。	4
ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、社会の一員として障がいのない人と同等に、地域の中で普通の生活が送れるように条件を整備すべきであり、障がいのある人と共に生きる社会こそ「ノーマル（あたりまえ）」であるという考え。	1
は 行		
発達障がい	発達障害者支援法で、『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』（第2条）と定義される。	4
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。	51
や 行		
要約筆記	意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。	15
ら 行		
ライフステージ (life stage)	人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けた段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。	46
リハビリテーション (rehabilitation)	人権の視点に立って、障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的に実施されることにより、障がいのある人のライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利を回復させるという概念。	1

用 語	解 説	ページ
療育	心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。	9
療育手帳	本人またはその保護者が居住地の福祉事務所に申請し、子ども家庭センターまたは知的障がい者更生相談所において知的障がいであるとの判定に基づいて都道府県知事（指定都市市長）により交付される。特別児童扶養手当の受給や税の減免などの諸制度の利用や、一貫した指導、相談、援護などを受ける際に活用される。	9

